

高槻市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、令和6年度監査の結果に関する措置結果の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年4月30日

高槻市監査委員	齋	藤	卓	夫
同	重	谷	芳	人
同	畑	山	和	幸
同	吉	田	章	浩

## 令和6年度監査における監査結果報告に基づく措置結果報告

### 定期監査

- 1 街にぎわい部（農林緑政課、産業振興課、観光シティセールス課、歴史にぎわい推進課、文化財課、将棋のまち推進課）

（監査実施日 令和6年12月26日から令和7年2月27日まで）

指摘事項	措置結果
<p>支出事務について（契約関連事務）</p> <p>施設の管理保守点検業務について、法令等に基づき、仕様書に年間の点検等の回数を定め、受託者に委託し、1か月ごとに業務完了届の提出を受け、履行確認の上、業務委託料の支払をしているが、受託者における各月の点検等の履行状況が確認できないものがあった。さらに、一部の業務完了届については、各業務の点検等の報告書が添付されていない状態で履行確認し、業務委託料の支払を行っていた。</p> <p>また、履行状況について、市が改めて確認を行ったところ、受託者において、一部の業務が実施できていなかった。</p> <p>（文化財課今城塚古代歴史館）</p>	<p>措置日 令和7年3月12日</p> <p>指摘のあった点検の未確認項目については、受託者から直ちに報告書を提出させ、履行状況を確認した。</p> <p>また、一部の未実施業務については、相当分を減額して請求するよう措置した。</p> <p>加えて、各月に行う点検業務の内容と実施確認及びその報告書の提出状況が的確に把握できる業務履行チェックシートを作成し、複数名で確認を行うよう、館内職員に周知・徹底した。</p>

- 2 学校（高槻小学校、北清水小学校、郡家小学校、竹の内小学校、奥坂小学校、真上小学校、南平台小学校、阿武山小学校、第四中学校、第九中学校、第十中学校、五領中学校）

（監査実施日 令和6年10月4日から12月2日まで）

指摘事項	措置結果
<p>その他について</p> <p>理科薬品の保管について、過酸化水素水（35%）の保有量が予備監査時の計量では707gであったが、薬品管理台帳では920gと記載されていた。予備監査後の学校の調査により誤差の原因は、容器の経年劣化による過酸化水素水の漏洩によるものとのことであった。過酸化水素水（35%）は劇物であることからその管理は適正に行われたい。</p> <p>（真上小学校）</p>	<p>措置日 令和6年12月3日、12日 令和7年1月27日</p> <p>当該過酸化水素水については、5年以上前に購入し、新品ボトルと使いかけのボトルの合計2個を保管していたもので、他の薬品類と同様に各学期に1回の現有量調査を行い、保有量について確認していた。</p> <p>しかし、予備監査時に計量した際、使いかけのボトルが薬品が入っていない空の状態になっていたため、原因を調査したところ、容器に亀裂ができていたことが判明した。経年劣化で亀裂ができたことに加え、夏の暑さでプラスチックボトルが膨張し、中の薬品が少しずつ漏れ出て揮発したものと考えられる。</p>

	<p>当該薬品については当面使用予定がないためすべて廃棄した。(措置日 令和7年1月27日)</p> <p>また、小中学校校長会及び教頭会にて、使用予定がない薬品は処分するなど適切に取り扱うよう、教育委員会事務局より周知した。(措置日 令和6年12月3日、12日)</p>
--	--